

牧之原市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、牧之原市長から監査の結果に基づく措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

令和4年4月27日

牧之原市監査委員 飯塚 貴穂  
同 大井 俊彦



牧 総 第 20 号  
令和 4 年 4 月 26 日

牧之原市監査委員 飯塚 貴穂 様

牧之原市監査委員 大井 俊彦 様

牧之原市長 杉本 基久雄



定期監査（工事監査）に関する報告及び意見に対する措置状況について

令和 4 年 3 月 31 日付け牧監第 146 号により通知のあった定期監査（工事監査）  
に関する報告及び意見について、別紙のとおり措置状況を報告します。

担当 総務部総務課  
2332～2334



## 令和3年度の監査指摘事項に対する措置状況について

お茶振興課

### 令和3年度の監査において、監査委員が指摘（意見・要望）した事項に対する措置状況

監査指摘事項	措置状況
<p>(1) 入札予定価格の情報保護の方法として、工事施行伺いの起案時においては、設計額保護のために書類の1枚目を起案用紙とし、2枚目に設計額等の内容を記載している。また、作成した入札予定価格表については金庫に保管するなどの対策が行われている。入札に関して、新聞等で情報漏えい等の記事を目にするが、市民の信頼を損ねることのないよう、今後も引き続き適正な事務執行に努めていただきたい。</p> <p>(2) 本年度の工事において、工事用仮設道路を設置したことにより波しうきが頻繁に上がり、近隣住民の方から生活に支障が出ているという情報が入ったことから、その対応策として消波ブロックを設置したことである。港湾海岸工事については、気象状況等により現場環境が大きく変わることがあることから、今後の工事計画区間においても地域住民の声や要望等を事前に掌握することや、現場の安全状況の確認を徹底していくことで安心安全な工事の執行に繋げていただきたい。</p>	<p>(1) 現在も予定価格（設計額）が漏洩しないように細心の注意を払っているが、今後とも適切な事務の取り扱いを継続していきたい。</p> <p>(2) ご指摘いただいたように施工現場の状態が気象条件に左右されることから、常に周辺住民に影響が出ないことを確認しながら施工していきたい。</p> <p>また、不可抗力により周辺住民に悪影響が出た場合には迅速な対応をしていきたい。</p>